

第24期第17回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和3年11月5日(金曜日) 13:30～15:00

(2) 会議の場所 市庁舎6階 議員全員協議会室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第2番	岡田 充	第11番	高橋 征三
第3番	藤田 幸正	第12番	小野 春雄
第4番	村上 壽一	第13番	曾我部 英敏
第5番	塩見 敏夫	第14番	伊藤 繁次郎
第6番	寺尾 俊行	第15番	土岐 若水
第7番	横井 直次	第16番	伊藤 慎吾
第8番	藤田 健太郎	第18番	松木 ワカ子
第9番	宇野 賀津美	第19番	山口 三七夫
第10番	古川 一豊		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	岡田 悦明	第8番	藤田 隆
第2番	安藤 育雄	第9番	田坂 健次
第3番	加藤 宏司	第10番	眞鍋 哲哉
第4番	岩崎 紀生	第11番	竹林 義孝
第5番	小野 義尚	第13番	高橋 秀実
第6番	井下 八郎	第14番	神野 鉄治

(3) 欠席委員 3人

農業委員	第1番	片上 和彦
農業委員	第17番	渡邊 勝俊
推進委員	第7番	高橋 眞次

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	藤田和則	主 幹	近藤明美
農地係長	松本 聡	農政係長	谷口恭子
主任	井上貴清	会計年度任用職員	齊藤麻里

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 じゃがいもの産地化実証について



13時30分開会

藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員17人、推進委員12人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。朝晩は冷えますが、日中は非常に過ごしやすい気候になってまいりました。この間まで総選挙がありバタバタとしていましたがそれも終わりました。秋は皆様方にとってもお米の収穫時期で、去年は悪かったのですが、今年は良かったということでホッとされているのではないかと思います。また、我々農業委員会の仕事も年末から年明けにかけて農地の台帳調査がございしますが、体調管理に十分に気を付けられまして、活動にも御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、ただいまから第17回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第5号まで、農政関係は「じゃがいもの産地化実証について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第

19条の規定により、会長において村上 壽一 委員と塩見敏夫 委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いたいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第3号は決議事項、第4号及び第5号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

藤田会長

1ページを御覧ください。

議案第1号「農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画(案)について」を議題に供しますが、土岐 若水 委員が関係しておりますので、退室願います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退席)

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

議案第1号につきましては、農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画(案)でございます。

内容といたしましては、田16筆、畑3筆、合計面積18,716平方メートルでございます。

一括方式農用地利用集積計画は、農地中間管理機構の同意承諾を得て、新居浜市が作成いたしますが、計画を決定する前に農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めるものでございます。

2ページから5ページまでを御覧ください。

計画の内容ですが、利用権の設定を受ける者は、1番から19番までで、(1-1)さんでございます。

内訳は、19筆全て期間5年間、利用権の種類が、使用貸借、新規設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、全部効率利用要件及び常時従事要件が認められること並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。御審議よろしくお願いたします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、1番から19番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画(案)について」を原案のとおり決定させていただきます。

それでは、議案第1号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(休憩後、委員の入席)

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

6ページをお開きください。

議案第2号「農地の使用貸借権設定について」と議案第3号「農地の所有権移転について」の30番及び31番は関連しておりますので、一括して議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

議案第2号4番、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定並びに議案第3号30番及び31番、所有権移転の3件につきまして、説明をいたします。

まず、議案第2号4番、使用貸借権設定でございます。

7ページを御覧ください。

多喜浜二丁目、田1筆、面積3,818平方メートル、次に、議案第3号30番及び31番、所有権移転でございます。

10ページ及び11ページをお目通しください。

30番、又野一丁目、畑2筆、面積718平方メートル、31番、又野一丁目、畑3筆、面積647平方メートル、合計5,183平方メートルでございます。

譲受人は、(2-1)さんで、今回、新規に営農を開始するに当たり、申請地を取得及び借り受ける目的で、農地法第3条による申請書が提出されました。申請地は、農道及び水路が整備された整形な農地で、隣地との境界も明確であることから、周辺農地への影響についてはないものと思われま

す。また、議案書及びお手元に配布いたしております調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。

御審議よろしくお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、議案第2号4番は横井直次委員から、議案第3号30番及び31番は村上壽一委員から、それぞれ報告をいただきます。

まず、横井委員をお願いします。

横井委員

(2-1)さんは大王製紙の方でかなり頑張っているのですが、農業は初めてだと思います。(2-1)の父親も農業ができると、僕としては今どき多喜浜の校区で農業を始めようというのは珍しい、是非、頑張ってくださいと頼みました。譲渡人も農業を頑張っている方なので、その方が教えると思いますので、十分にやっつけられると思います。

藤田会長

ありがとうございました。次に村上委員をお願いします。

村上委員

30番、31番と隣接している農地ですので一括してお話します。申請地は現在耕作されていないのですが、除草して耕運機では直ぐに耕作できる農地です。譲受人は、現在まで農業の経験はありませんが、今後、季節野菜など順

次作っていききたいとのことです。また、申請地は譲受人の自宅の近くであり、地域との調和要件も問題ないと思われるので、許可しても問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、議案第2号4番と議案第3号30番及び31番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の使用貸借権設定について」と議案第3号「農地の所有権移転について」の30番及び31番を原案のとおり決定させていただきます。

8ページをお開きください。

議案第3号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、27番から29番までの3件でございますが、譲受人が同一でございますので、一括して説明させていただきます。

9ページ及び10ページをお目通しください。

27番から29番まで、阿島四丁目、畑、面積998平方メートルを含む合計10筆、面積6,908平方メートル、譲受人は(3-1)さんです。

譲受人は、今回、新規に営農を開始するに当たり、申請地を取得する目的で、農地法第3条による申請書が提出されました。

申請地は、山林に接した遊休農地が多い場所であることから、周辺農地への影響については特段ないものと思われる

ます。

なお、10月5日に、譲受人出席のもと、役員会を開催いたしまして、耕作意欲、農機具の所有状況、労働力、営農計画の内容等を確認いたしております。

また、(3-1)につきましては、関係書類の確認及びヒアリングの結果、株式会社であるという法人形態要件、今後3か年の売上高が、農業に関連するものが大半を占める事業要件、総議決権の過半が農業関係者である議決権要件及び理事等の過半が農業に従事する役員要件の各要件を満たしていることから、農地を所有することができる農地所有適格法人でありますことを確認しております。

以上、27番から29番までのいずれの案件につきましても、議案書及びお手元に配布いたしております調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。御審議よろしくお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、寺尾 俊行 委員から報告をいただきます。まず、寺尾委員お願いします。

寺尾委員

報告いたします。今、事務局から説明がありましたように先月10月5日に(3-1)の方から新規の営農方法の説明を受けております。この申請地は、場所的に長谷川の小さい谷筋川、その道路沿いに申請地があります。現在地は荒廢地に近いような土地でありますので、それを見て火力発電所のコックスを砕いたのと、お茶葉、お茶殻を混ぜた土を使って、耕力という名前を付けて愛媛県の愛大の教授等の有効性を書いたものを持っております。本人が耕力を使って、儲ける農業をするんだと、非常に意気込んでおりやる気十分であります。機械等々、全くの新規でありますので、今から順次機械等の購入、それから、社長ともう一人、雇われている方は農業の経験があり、ベテランと聞いておりますので十分な能力があるかと思われま

辺等についてはいろいろ了解済みでありますので、問題ないかと思えます。この申請が終わり次第順次営農に係るとの話聞いております。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、27番から29番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。12ページをお開きください。

議案第4号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第4号は農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は1件です。

13ページを御覧ください。

9番、船木字国領、田1筆、申請人は、(4-1)さん。

内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断されます。

以上の事案につきましては、申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしくお願いします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、9番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。14ページをお開きください。

議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第5号は農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は11件です。

15ページを御覧ください。

151番、又野三丁目、畑4筆、譲受人は(5-1)さん。

内容は自己住宅101.86平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

152番、岸の上町一丁目、田2筆、譲受人は(5-2)さん。内容は賃貸共同住宅(3棟)531.68平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は所有権移転です。

153番、庄内町二丁目、畑1筆、譲受人は(5-3)さん。内容は自己住宅110.13平方メートル、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は使用貸借権で期間は永年です。

16ページをお開きください。

154番、久保田町三丁目、田2筆、譲受人は(5-4)さん。内容は賃貸共同住宅1棟208.63平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は賃貸借権で期間は永年です。

155番、中西町、畑1筆、譲受人(5-5)さん。内容は宅地分譲2区画、農地区分は用途地域であるため第3種

農地であると判断され、区分は所有権移転です。

156番、田の上一丁目、畑1筆、譲受人は(5-6)さん。内容は自己住宅81.15平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

17ページを御覧ください。

157番、庄内町五丁目、田2筆、譲受人は(5-7)さん。内容は住宅用貸宅地、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は所有権移転です。

158番、東田一丁目、田1筆、譲受人は(5-8)さん。

内容は自己住宅104.34平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

159番、船木字長川、畑1筆、譲受人は(5-9)さん。

内容は露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

18ページをお開きください。

160番、河内町、田2筆、譲受人は(5-10)さん。内容は宅地分譲2区画、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は所有権移転です。

161番、下泉町一丁目、田1筆、譲受人は(5-11)さん。内容は賃貸共同住宅1棟318.76平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

以上、151番から161番のいずれの事案につきましても、申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、151番から161番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。はい、宇野委員。

宇野委員

157番の住宅用貸宅地というのはどういうことなのですか。

井上主任

はい、基本的には自己住宅になる場合については土地、建物同一名義で行うということが原則となるのですが、用途地域については土地造成のみの転用が認められておりまして、今回についてはこちらの方が土地を買って造成をしたうえで、お子さんが家を建てるという計画になっております。ただ、転用としては造成までという形になりますので、家を建てるところまでの計画ではなくて、宅地造成、お子さんのための、住宅用地の転用計画になっております。

藤田会長

要は、土地を買った人と、家を建てる人とが親子で、本来なら家を建てる人がというのが多いのですが、親が土地を買って造成すると、その上に子供が家を建てるという計画であるということでもあります。

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続きまして、19ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。よって、これをもちまして暫時休憩いたします。なお、14時10分から総会を再開いたします。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、御案内しておりましたとおり、「じゃがいもの産地化実証について」を議題といたします。

なお、本日は、東予地方局 農林水産振興部 農業振興課から担当職員をお招きしておりますので、御紹介させていただきます。主任技師 櫛部 文高 様です。

それでは、よろしく申し上げます。

農業振興課

櫛部主任技師

県の職員で普及員の方を担当させていただいているのですが、誠に申し訳ないのですが、ほとんどの方御面識がないのであまり新居浜の方は回れていないので申し訳ない限りでございますが、私も7年前から新居浜の方まで、実は認定農業者の方を担当させてもらって、それから、ちょっと関わりを持たせていただきました。今回、お話をさせていただきますじゃがいもの取り組みにつきましても最後のページにありますように、認定農業者組織の活動ですね、去年の今頃から中心にやっというこのことの一つとして始めさせていただきます。また、認定のことについては後でその時にお話をさせていただきますけど、新居浜市でのじゃがいもの取り組みということで、この資料に沿ってお話をさせていただきます。去年から新居浜市の認定農家と一緒に何かいい品目とか、そういうようなので活性化ができないかということでお話をさせてもらった中で、時々大島の方にも行かせてもらって、目的のところに書いてあるように大島は暖かいですよ。地元の農家さんに会った時も霜が降りないということで霜が降りないということは、じゃがいもはご存知のように作りやすいものですから、ここにも書いてあるのですが、宇和島の遊子というところ

で結構段々畑で毎年テレビに春に出るのですが、あそこも4月にじゃがいもが採れる、だいたいこの辺りは4月に品種の早い分でも採れにくいのですが、霜が降りなかったら基本的にじゃがいもは、霜が降りても葉は枯れるけど3週間から1か月遅れて、どうしても5月に入ってしまうのですが、そういうようなのでできないかということで一つは市の農林水産課とお話をさせてもらってまずは、去年の1月に大島でやらせてもらえないかということで試しにさせてもらいました。基本的に4月に採ろうかと思ったら、いもを作っている人ならご存知だと思うのですが普通は霜や雪に当たったら弱いのですが、トンネルにするやつと後はマルチをかけてするのでマルチもだいたい4月くらいまでなら焼けることがないので、透明の方が暖かいので、透明をかけるのと、黒と白のマルチでやってある程度4月に一応、いもが採れたということで、大島でもいけるのではないかということ、可能性を一応報告させてもらいまして、やっぱり、新居浜独特でいくのであったら普通は春じゃが、秋じゃがは採れるのですが、7月から9月は新じゃががないのでどうかということで、新居浜は暖かいところがあつたら別子という寒いところがございます。今まで私達普及も本当は早く目をつけて、実は私も40年前に別子担当だったものですから久しぶりに何人かはご存知の方もいて、そういうことが可能かどうかということも後でまた報告させていただきますけれど、別子でもできるということになったら一年中新居浜で新じゃがが生産出来て販売ができるという可能性があるんじゃないかなということで活性化になるのではないかとということで、いろいろ検討をお願いして実証とかもさせてもらうことで去年の1月から進めさせてもらいました。普通のデジマとか男爵、メークインのようなものは結構春じゃがいもで使っているのですが、今回やってみようかと思ってやったのがお聞

きになったことがあると思うのですが、インカのめざめとひとみという小さい量が採れないので他の方もやらないのですが、栗のような甘い味がして県と市の方にも4月にできたやつを食べてもらったら美味しいと、付加価値をつけていこうと、ただ後でも料理人さんの料理があって試食したのですが、基本的にあまり出回ってないし、料理人さんもステーキにつけるいもとかそういう感じなのですが、それをもう少し普通に食べられるように新居浜でできるかどうか去年から始めさせてもらいました。普通のじゃがと付加価値をつけて新居浜特産でできるかどうかを検討させてもらいます。また、皆様には評価をいただきたいのですが、一つは検討内容にある栽培形態でこの辺りは春じゃが、秋じゃがそれを作ると、大島は暖かいので4月中にそれを作っていこうと、今度別子は、高冷地ですから普通に4月、5月に植えるのですが、今も直販とかでも出ているように1月に入ってからできるのですよね。もう一つは普通じゃがいもというのは採ってから、最低10日から2週間置かないとでんぷんがのりません。御存じだと思うのですがいもというのは、採って直ぐに食べても味が美味しくない、それはいもだけではないので、果実でも野菜でもほとんどそうです。採って直ぐに食べなくてはいけないのはスイートコーンとか一部ですよね。イチゴも本当は鮮度があるというけれども、1日、2日置いた方が美味しいので、基本的には糖が美味しいに変わるのと、いもだったらでんぷんがのると、じゃがいもも普通は採ってから10日から2週間してから直販とかに出ていると思います。ただ、別子というのは寒い、寒いということは長野とか群馬とかあっちのいもは完熟収穫といって土の中に入れていたらその分糖度がのって土の中でそのまま出荷できることが寒いところではできるんです。別子の方も今出しているのは普通にしているのですが、ちょっとそれができないかと

ということで来年から試験をできたらしようと思っ
ています。そういうことで付加価値をつけるのと、あ
とは出荷販売はまたJAか直販で取りあえずは大島、別
子ブースみたいなので最後には新居浜のじゃがいも、あ
とは他の品目も考えているのですが、取りあえずは作り
やすくして一般の方も買ってくれやすいのでインカ系
だけではなくて、他のいもも含めてということで、こ
ちらの方は認定農家さんに試験的にやって、説明も後
でさせていただきます。こういうことで、あとはじゃが
いもでどういことができるのかというのが書類の一番下
の(4)新居浜市のじゃがいも産地化の取り組みとい
うことで、先程いったように1年中出せるとか、農業
祭とかでやるとか、1枚開けていただいたら農業組
織での交流会これは今年認定農業者の組織の方で実
は認定農業者協議会、今20名いるのですが、その人
達が中心になって、青年農業者の組織と女性組織があ
るのですが、できたらその人達と交流会ができてその
中で共通にじゃがいもだったら取り組みやすいのでは
ないかということでこれから提案させてもらって、今
年は無理なので来年以降でできるかどうかというのを
考えて参ります。その後で、できた物を飲食店との交
流なのですがこれは後で話してもらいますけど、夏に
飲食業者との交流はさせていただきましたので段階を踏
んで飲食店の方とか直販も含めて交流をして新居浜で
じゃがいもが形づけてできるかどうか検討させてもら
うということで、3番にありますように私の方から6月に
新居浜市の営農推進協議会というのがありまして、関
係機関が集まって毎月いろいろ検討会をするのですけ
ど、その時にいろいろお願いをして市の方にはそれぞ
れの協力隊との連携とか農業委員会さんの方では大島
、別子も農家さんを知らないで、もし農家台帳とかお
願いできるのであれば照会させていただいて、それを
基にまずはどういうように農家さんが考えているかとい
うのを知りた

いので協力をさせていただきます。販売はJAはJAでの考えがあるので、こういうことで関係機関にお願いしてこういうことをやっていったらということをして、その後の経過は口頭でお話をさせていただきますので聞いていただけたらと思います。新居浜での取り組みについて大島、別子でじゃがいもを作れるかどうかの現状を農家さんの方から聞きたかったので農林水産課と農業委員会の方へお願いして農家さんの名簿だったり、事前の聞き取りの協力依頼をお願いしまして、1回目は9月15日、16日大島の交流センターと別子山の支所で職員と協力隊の方からお話を聞いて相談をして現状を教えてもらうようにしました。大島の方はメインが白いものですね。白いものことも本当は1番こっちが知っておかなければならないのですが、それを中心にじゃがいものことも。皆さんも分かっていると思います、その時にいろいろお聞きしたのが農業委員会の方から農家、名簿としては17名いるのだけれども、その方について交流センターの施設長さんとか農家の方1人来ていただいていたのでいろいろ聞いてした結果、今のところその対象の中の4名は農業をしていると、白いも一町以上あるのですが島外からきている人、農地は島にあって島外に家がある栽培をしている方が11名ほどいるというのをお聞きしました。あと、白いもとじゃがいもの栽培の可能性について地域協力隊の守谷さんという方が兵庫県から来ていらっしゃるのですが、その方に今後どうなのかと聞くと本人は白いもとじゃがいもを作りたいということがあって、いろいろ相談にのってほしいとのこと。じゃがいもについて農家さんに聞いたら、じゃがいもは作っているが白いもを栽培するところでは作らない、なぜかという、じゃがいもを作ったら白いもが割れるということがあるので作らないということなのですが、これについては私も初めての方にそんなこと

ないですよとはいにくいので、一応現状をお聞きして
そういうことがあってできないということなのですが、ただ、今のほ場はご存知のように大島の土というのは赤土ぽくって、普通に言ってみたらカチカチの土なのですよね。じゃがいもといったら連作、この辺りでも春にやって秋にとか、今年作って来年は作らないというところが多いと思うのですが、そういうように痩せ地のところは連作してもほとんど問題はありません。宇和島の遊子なんかも毎年同じような量なんですよ。冬から秋に植えて春に採るのですが、その後に植える前に緑肥とか植える前にブツブツのそうか病というのが問題になりますよね。それを防止する薬みたいなのがあって、それをやって毎年同じところにじゃがいもを作ると。ただ、この辺とか周桑の方もですが普通に作る場合は薬をあげないと土が痩せているようでも養分があるんです。それと、雨で傾斜があって水が流れていくようなところがないと、白いもができるところはそういうところなんです。反対にじゃがいもも向いているので、じゃがいもも御存じのとおり肥料があまり要らないですよ。そういうことで、作ってくれる方がいればいいのかと思います。来週大島に行かせてもらって続きを聞くのですが、大島の場合は作る農家さんがあまりいらっしゃらないので、協力隊とか若い人がやったらいいのですが、これはまた、検討をさせてもらったらと思います。別子も9月と今週の火曜日に行ってきた、別子の方は直販にも出されている方も何人かいておられるのである程度今もやっておるし10人近く40代50代までの人がいると、木材センター何かで結構若い方がいるので可能性としてはかなりあって、火曜日に行ったときも女性の方お二人に聞いたのですが、結構きれいにいろいろな野菜を作って直販所に出されているので別子でいろいろな野菜をする可能性が高い、じゃがいもについては是非今は男爵、メー

クイン、キタアカリが主体なのですが、ちょっと変わったいもも一応提案して種の提供とかをさせてもらおうと考えております。インカ系は作ったことはあるのですが量が採れない小さい、その辺についてはもう少ししてお話をさせてもらうのですが、新しい品種があるんですけどその辺を新居浜でできるのであれば考えています。別子の方は地域協力隊、今農業関係をお二人で、熱心でその人達は農業をやりたいというのがあって、来月の1日に来年に向けていろいろ勉強をしたいということで、定期的に月に2回くらい経営計画とかその辺りをお話ができるようになりましたので、別子についてはじゃがいもを含めて高冷地野菜、長野と群馬あるいは東北のように夏にこの辺りにできないものが夏にできる。例えばイチゴとか、レタスとかほうれん草とかを作っていたらということで、本当は今まで県の方がそういうことを推進しなければならなかったのですが、なかなかできなかったもので、来年は協力隊とか木材センターに若い人がいるんですね。市の方は可能性が出てきたということを紹介させてもらいます。先程言いましたように、新居浜全体で春じゃが、秋じゃが含めて取り組んだらということで今農家さんに2軒秋じゃがで取り組んでもらっているのですが、実は新しい品種でなかなかこの2年間種が入らなくてやっと試験的に入ったので、ながさき黄金といいまして普通に100gくらいできるのです。これがインカのめざめ、先程いった栗のような味がするのですが、インカ系は春じゃがしかできないのですが、それは、秋もできるようになったようで、長崎県の品種なんですけどなかなか入荷できなかったのですが、やっと入荷できたので西条市3件と新居浜市2件で試しにやってもらっています。ただちょっと、私の方が切って時間をおいていたので切った分はあまりよくないのですが、秋じゃがでご存知のとおり普通は丸玉植えるのですが、ど

うしても大きいやつは半分で切らないともったいないので、遅れたら今年のように長雨があったら腐ったりすることがあったのですが、それを教訓に新居浜でこの品種が目立って、インカ系で本当に美味しい、今回はあまり量がないのですが、来年の春にできたらもしこういう御紹介があるときに食べていただいたり、味は間違いないです。種が2018年からできた品種なのですよ、知り合いの種屋さんがいたら聞いていただいたら、ながさき黄金が取れるか聞いてもいい返事はもらえないと思います。知り合いの方が長崎県に知り合いがいるのでお願いができるということで、もしこれができて農家の人やっていたら新居浜の特産の可能性がでてきたんです。それについては、認定の協議会の中で検討させてもらってやっていこうと思っています。これについては、こういう会とか認定の農業者の研修会みたいなので紹介をさせてもらおうと思っています。最後にですね、1枚新居浜市認定農業者等協議会プロジェクト活動、今年から市の農水担当、事務局は市なのでお願いしてやっています。なぜ認定農業者を去年から力を入れるかというと、5年前に青年農業者3人が熱心にやっていたのですが、活動できない、市の方から補助金もらうには10人くらいいるということなんですよ。その3人が人柄もあって10人集まったんですね。それで、若い人がそういう組織で3人除けても10人いるということで3年前に役員さんはそっちに別の若い方にして、去年からはその3人は認定の組織の役員です。その方達は、活動をこっちからお願いしたらやっていただけるんですね。西条のように認定農業者の協議会で、市って補助金が付いてないので会費も少ないのでなかなか活動できないのですが、そういう活動を認めてもらって、市の方に付けていただけるように努力していこうということで今いろいろやらせてもらっています。その一つとして、飲食

業さんと、7月に3人の料理人さんと実際にできるかと、実際に向こうは向こうで持ってきてもらって品目が合わないとか、市場を通した方が揃うなどの意見があったり、農家さんの方はやっぱり持って行くのと価格の問題があったのですが、これからお互いに意見交換を重ねてコロナの影響で秋にはできなかつたので、新居浜はやはり若い人達の交流が活発なのですよ。西条に比べると結構まとまるのが早いです。一番の特徴は産直が多いのがメリットですね。私が新居浜だったら余裕でこっちで食べていけると思います。私達の周桑、西条の方は周ちゃんがあるのですが、あそこは本当に専門でないと、今生産者が減ってきていいものを出すということは、極端な話有機みたいな、さいさいきて屋はそういう人を選んで今治はきているのですが、周ちゃんの場合はいい物、きれいな物を置いて新居浜市や松山市の人を集客しているのですが、一千万の売り上げの方も何人かいらっしゃいますけど、基本的に年配の人で出したい人は出せないと、ちょっとそれは問題があるので実は周桑の方は直販は数は生産者は減ってきています。新居浜の場合は特徴としてスーパーなどの店舗が多すぎて申し訳ないのですが価格が安すぎると、周桑も今下げていっているのですが、売れる人は最低200円というのが買いやすいのですが100円とか150円は付けなくて200円で売れるような物を工夫していこうと、新居浜でもいいものを使っているのは、いとまちマルシェにほとんどいっていると思います。いとまちマルシェというのはお客層がちょっと違うんですよ。客単価として1,000円以上買うから西条の氷見でジュースを作っている人の1本2,500円でも出したら出ただけ売れると、やっぱりそういういいものを買いに来てるので、100円とか150円のものを買わないという感じです。今、新居浜の農家さんでもかなり向こうへ行っている人もいます。産直を

活性化することは何か新居浜で1つメインがあったら戻ってきてくれると、例えばじゃがいもでもキロ300円をベースにして売れないことはないと思いますので、その辺を認定の協議会でやっていこうというので、ここにはセット販売とか、とにかく青年農業者とか女性組織を含めて認定が活動を引っぱっていこうということで、実は認定農業者というのは、ご存じのようにこの組織は認定農業者等ですから、なれなくても入ることができるのです。ですから、企業的な方も農業を勉強したい方には入ってくださいということで、認定になってない人も今年2件ほど入っていただいています。農産物の販売でやる気がある人は認定で勉強したいという人もいますので、少しでもそういうことを目指して行こうということで8月に研修会もさせていただいてこの11月に応用編いうのをこちらではできないのですが、西条でするようにしています。そういうことで、ゆくゆくは今年、来年は無理なのですが認定農業者が中心になって青年と女性組織を引っぱっていくようなことを協力させてもらってやっていこうということをして認定農業者組織としてやっていますので、どうか皆様も見守っていただいて、市に補助金を出してもいいという活動でしたら農業委員会の方からも進めていただけたらと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

藤田会長

ただいま榎部様から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。はい、加藤委員。

加藤委員

大島と別子には認定農業者はいらっしゃるのですか。

農業振興課

榎部主任技師

いないですね。可能性としては別子ではやろうと思えばできるのですが。

加藤委員

大島で作る場合はこっちの方から認定農業者が何人かが向こうに行って作るという段取りですか。大島にいる人でじゃがいもを作ってもらおうということですか。

農業振興課

櫛部主任技師

船着き場の方とかこっちに家があって、通って白いものを5反以上作られている方が何人かいらっしゃいます。今、島に住んでいる方は白石さんがケガをされて入院しているので地元の方は難しいのですが、協力隊の人が例えばオペレーターみたいな、いもを作りたい人に植える時とか収穫する時にお手伝いをするようなことを農水の方にこれから提案してちょっとでもそこで利益を得る、それと、島外の人に意見お聞きしてやれるかどうかを検討してみようかと思えます。

藤田会長

じゃがいもは、連作障害ということで今説明の中でそうか病の防止策の薬をかけたらできますよと、連作障害があるから3年くらいローテーションでというようなことで真面目に守って耕作されているのではないかと思います。それでやるといけると。以前から宇和島の遊子水荷浦で毎年あそこしかないので、昔は麦とさつまいもしか植えてなかったのをこれではいけないということでじゃがいもに変わって4月に収穫できるからとっていい値段で、見てもきれいなのですよね。連作障害になるといようなことを覚えたのですが、今、お聞きするとそうではないといようなことで、もっとできるのではないかなという感じがします。それと、今大島の話が出ていたのですがなかなか大島の白いもも新居浜のブランドということで取り組んでおられるようなのですが、もともと全てが4ヘクタールくらいしかなかったのですが、今、面積半分までいっているのですかね。半分もはないですね。1町7、8反くらいは土地が確保できていない。神野農園さんが入ったり、グットウィルは元々やっているのですけど、耕作地がなかなか確保できないといようなことをいわれております。

農業振興課

櫛部主任技師

神野さんのところは去年3反くらいしていると思いま

す。今年は神野さんところだけではないのですが、苗が不作で七福さんのところもできなかったので、神野さんの会長の方は来年に向けて苗を立てているので今年は栽培していませんけど来年はすると思います。

藤田会長

グットウィルさんの方で苗のハウスは1カ所しかないので、以前は垣生の方にもあったのですが関係者が離れたもので栽培はしていない。苗を立てるところがないのでどこかありませんかというようなことを聞いたり、大島でできないのかと聞いたのですが。大島と同じような花崗岩の真砂土で大島と黒島と垣生と御代島がそうですからそういうところではできないかなと思います。今、白いもでも七福で外見は全く変わらないのですが、中が一般的にいう粉が吹くとかそういうやつもある。いただきたいものを干しいものにしようと思って、それを蒸して切ったらパラっとなって干しいもには適さない。当然、七福ですから皆さんご存知のとおり、ねっとりとした感じで乾かしても色が濃くなるのですが、本当に固まらずに柔らかい感じで美味しいのですが、外見は変わらないのですが形をそのまま出したら違うのではないかといわれるのではないかと心配されているのですが、それは、関係機関によって調査をしなければならぬと思うのですが、どちらにしても、じゃがいもについてはそのようなことで、さつまいもと端境で秋じゃがを採ったあと、さつまいもをするという方法になるのではないかと思います。別子山は耕地面積が少ないですから、じゃがいもだけではなくて、他の野菜とか標高が600メートル、700メートルですから、1000メートルくらいあったら違うものができるのではないかと思うのですが、そういった中でも地域の方は栽培をされていたのですから、いろいろじゃがいも以外もできるのではないかと思うのですが、協力隊が入ってきても技術とかノウハウを持っているわけではないと、

3年間の中で1年から1年半勉強してあと残りというような感じですから、当然新居浜市も考えていかななくてはいけないですけど、いくら周りが言っても期間が3年と限定されていますし、本人が技術でも持っていればいいのですが、世界中を回っていてここがいいと思って来ましたと、とんでもないことを言うので、そのうちに居なくなったりというのが現実ですから。我々も厳しくそれについてチェックをしていかなければいけないのですが、大島よりも別子山の方が年齢が若い、ですけど皆さん働きに行っておりますから、空いた時間で時間を作って取り組まないといけないのではないかと思いますし、いずれにしても日本中の話ですけど、農産物を収穫したものが価格が安いですから、生活ができないから就農しない、生活ができるようになれば就農していただけるのではないかと思いますけど、今、言われたように新居浜市の土地を活かして隣の人が消費者になると、直販とかなどで上手くいけば生活ができていけるのではないかと聞いております。はい、曾我部委員

曾我部委員

別子山が新居浜市と合併した時に2、3年経って四季菜広場に別子山の物を持って来ましようということでコーナーを作ったのですよ。看板も作って、山とうきびというのがあって、あれはすごく美味しくて人気があってあと、みょうがとかそんなのもしましようよということで話はできたのですが、輸送が問題で今は光タクシーに外注してますが、当時、新居浜市がやっていてそれに乗せたらいいということで市まで持ってきてもらっての農協が取りにいったんですよ。それが駄目ということになって、別子山の方が1時間余りかけて持ってきて、また取りに来てということではできないと言い出して、それが1番の問題になって止まったんですよ。だから、じゃがいもの話もいいし、新居浜市で2000人、2500人の農家の方がいらして別子山は5人くらいかもしれま

せんが、私が思うには大島、別子山も大事なのですが、もっと新居浜市の農家の方のことを考えて県の農業普及員の方もいращやるのであれば、もちろん大島、別子山も大事なんです。2、3年前に県の人も新居浜の大島白いものがこっちの本土で作って、砂が違う、土が違う、美味しくないというけども、それを20日から25日実証していると思いますが寝かすんですよね。そしたら美味しくなるので、白いもを新居浜市で本土でもできるようなことでとってたのですがその後何も聞かなくなったので、どうなったのかと。

**農業振興課
櫛部主任技師**

実は、意向調査をしたときに大島の人は地元でないといけないという意見があったのと、業者さんも今社長は変わっているのですが、その時の代表の方は大島ではないと地元では使えないということがあったのです。ただ、最近島外から購入してきたのがあるのでもしかしたら会長さんがいよったようにねんちゃくがあるのですが、うちがきっちり今の担当が入ってないのですよね。本来は島の中で作っていただけの方が今年の3月頃にあったら何人かおられてそれはいろいろ地域で交流とかしたらやっていただけるという話もお聞きしたんですね。それはやっぱり、作っている人の問題でうちも協力してお願いするようなことを地元で考えていきたいと思います。大島、別子を中心にしているみたいですがあくまでも地元も入れて周辺でじゃがいもを作るのが目標ですから。春じゃが、秋じゃがはこの辺で作っていただきたいと、その中の1つで先程提案しました、ながさき黄金をもし新居浜で取り入れてくれたらほとんど四国でないのをそれを市が率先して皆さんが作ってもらったら産地になる可能性があるのでここでも提案させてもらったわけなのですが。基本はこの辺の方が作ってもらうのが1番と思ってしておりますので、その辺は御理解してく

藤田会長
伊藤委員

ださい。

他にございませんか。はい、伊藤委員。

曾我部さんがいったように、大島とか別子は限られた場所や人になると思うのですよね。いわゆる今現在、新居浜市で野菜を作っている方が出せるようなじゃがいも、今は里芋がわりと農協も引き取ったり、土が付いたままでいいなどできるようになりました。選果場ができて、普及していこうとしたらキロ300円くらいでだいたいいけるよという形で農協にもとるとか、そういう場所があればわりと今作っている人に田んぼよりも収益があると、里芋は結構転換していく人がいるのですが、じゃがいもはまだ、自分で作って産直に出す以外ないと、そんな形なのでキロ300円くらいの値段で作れるというようになれば、我々も進めてできる葉物よりも貯蔵できるし、年2回収穫できると、そういうことを考えると集荷する場所、農協なりそういうところが価格とそこら辺ができればみんなに進められるのではないかと思うので、そういう形のものを里芋に続いてできれば、じゃがいもを作ったらある程度安定してできると思うのですが、私もじゃがいもは沢山は作ってはいない3畝くらいしか作ってないのですが、結構産直で売るからそれなりに20万くらいにはなります。お米で20万取ろうと思ったら、3畝くらいではないですよ。はっきり言って3反作っても20万にはならない。それを考えると、狭い敷地でもやっていけるということで、遊んでいるような土地を使って作りませんかという進め方もできると思うのでそこら辺のことを考えてほしいと思います。

藤田会長

いずれにしてもそれだけのまとまった量と、品質のいいものが確保できないとそういったこともできませんのでいろんなことで動き始める、少しからでも始めて皆さんと一緒に立ち上がっていくというようじゃないとなかなか前を向いて行けない、安定農業がないとで

きないのではないかと思います。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ありがとうございました。今日は皆さんお聞きして新しいことを耳にすることもあったと思いますが、連作障害でということが強かったのですが、手を加えることによってできるということを、皆様にはそれをチャレンジしていただけたらと思います。新居浜農業守っていく中での一つということで考えていただいたらよろしいのではないかと思います。

本日は、お忙しい中、東予地方局 農林水産振興部 農業振興課 榎部様に御出席いただき、ありがとうございました。

藤田会長

ここで、事務局から連絡事項があります。事務局お願いします。

近藤事務局主幹

私からは2点ございまして、令和3年10月5日に農地利用最適化推進委員の小泉 禮造 委員の辞任に伴い、10月6日から11月5日の間に、新居浜市ホームページに掲載し、広く公募を実施いたしました。現時点で、募集1人に対し1人の推薦がありました。本日の消印有効の郵便でも受付することとしていますので、最終はまだですが、次回11月19日の総会で決定、委嘱する予定です。

2点目、先ほど会長からお話がありました農地台帳調査についてですが、役員会でも協議し、本年度も昨年と同じ方法により、農地台帳調査を実施することになりましたので、よろしく願いいたします。

詳しい調査の内容は、次の11月19日の総会で説明させていただきます。ご協力をよろしく願いいたします。

谷口農政係長

私の方からは1点お知らせさせていただきます。こちらの農業委員会手帳なのですが、2021年版について

は全員にお配りしたのですが、2022年版からは役員会の方で協議した結果、希望される方についてのみ注文したいと思います。事務局の方で取りまとめて発注しますのでご希望される方は農業委員会の方まで連絡してください。費用については、1冊640円で報酬の方から天引きさせていただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。以上です。

藤田会長

以上をもちまして、第17回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員